

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月 30日

住 所 新潟市中央区万代1丁目6番1号
事業者名 新潟交通観光バス株式会社
代表者名 代表取締役 古田 哲

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 車両の更新と併せてノンステップバス及びワンステップバスの導入を推進し、 今後は順次導入により保有率を高めていく。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 バス車両備え付けのスロープ板について、中古車両導入に従い、取り扱い方法に ついての教育を順次図っていく。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス 及びワンステップバス	ノンステップバス及びワンステップバスを随時導入していく。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士教育の実施	バス車両備え付けのスロープ板について、中古車両導入に従い、取り扱い方法についての教育を順次図っていく。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
一部のバリアフリー停留所における停車方法	新潟市内においてバリアフリー停留所が一部設けられているので、停車方法について、運転士への教育を継続して行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車外における情報提供の拡充	停留所でお待ちの高齢者に対し行き先情報が確認しやすいよう、行先表示器をLEDへ変更していく。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士の技術向上	高齢者・障害者の方の乗降支援に関する教育を定期的な運転士研修会の中で取り入れ、技術向上を図っていく。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	行政等の関係機関が実施する啓発運動について、車内掲示にて啓発し協力を呼び掛ける。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・当社は中古車両を定期的に導入しており、ノンステップバス及びワンステップバスに関する市場の状況を適宜確認していく。
- ・各市町村の受託車両におけるリフト付きバスの購入進捗について、市町村に対し情報交換を行っていく。
- ・バリアフリーに対する理解を担当事務員へ浸透させ、スロープ板の取り扱いについて運転士へ教育を継続して行っていく。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

Ⅴ 計画書の公表方法

自社ホームページにて公表する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。